

## 使用済小型家電回収モデル事業の収集・運搬に関する「ハブ&スポーク方式」の試行について

### 1 目的

秋田県で平成18年度より使用済小型家電の回収試験を実施しており、回収方式としては主にスーパー、公共施設等にボックスを設置して回収を行うボックス回収と粗大ごみ、不燃ごみよりピックアップを行うピックアップ回収を実施してきた。

このうち、ボックス回収については県内全域において実施しているが、今まではすべての回収地点を同一の収集・運搬業者が収集していたため、必ずしも効率性が良いとは言えない状況であった。このため、回収地点の多い自治体においては、既存の一般廃棄物の収集システムを活用して収集・運搬した上で、集約した回収物を広域的に業者が収集・運搬した方が効率的で、コスト的に有利になると推察されることから、今年度は大館市において本方式を試行するものである。

### 2 実施内容

現在、平ボディの車輛を有する大館市の一般廃棄物収集委託業者が、その委託業務と同時に大館市内の回収ボックス（53ヵ所）に収集にまわり、一ヵ所に集約する（なお、現在の大館市のうち、市町合併前の旧比内町、旧田代町の地域については、旧大館市地域と一般廃棄物の収集システムが異なるため、旧比内町、旧田代町地域については、使用済小型家電の回収地点のみの収集とし、同時収集は行わない）。

その中で、回収を行う時間、走行距離のデータを取得し、現行収集方式との効率性の比較を行うとともに、試行方式で実際に起こったトラブル等についての情報を取得する。

### 3 実施期間

平成22年2月～3月

### 4 収集・運搬業者

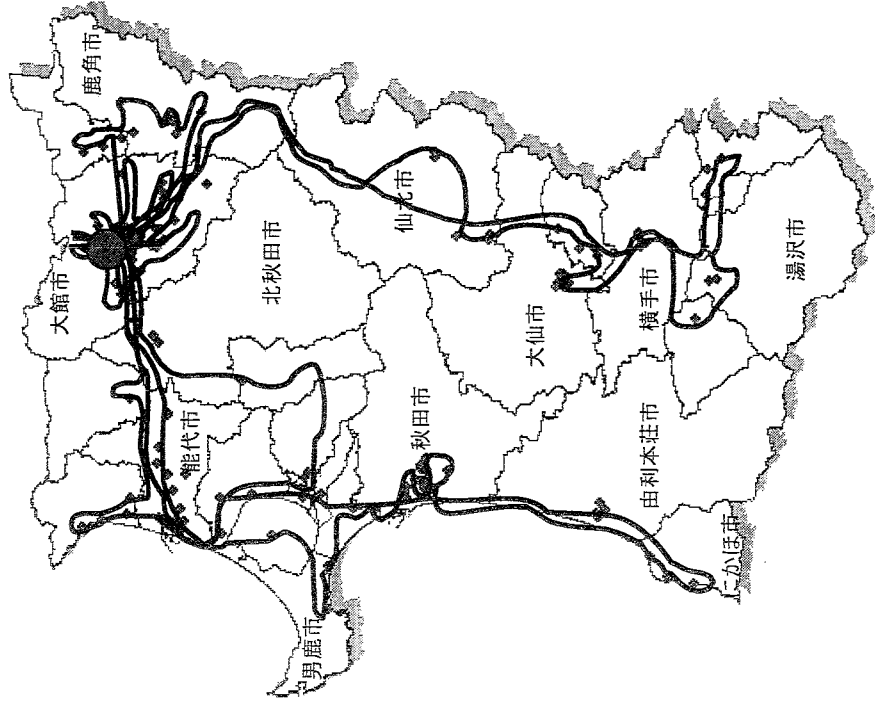
大館市の一般廃棄物収集・運搬業者

# 効率的な収集方式の検討



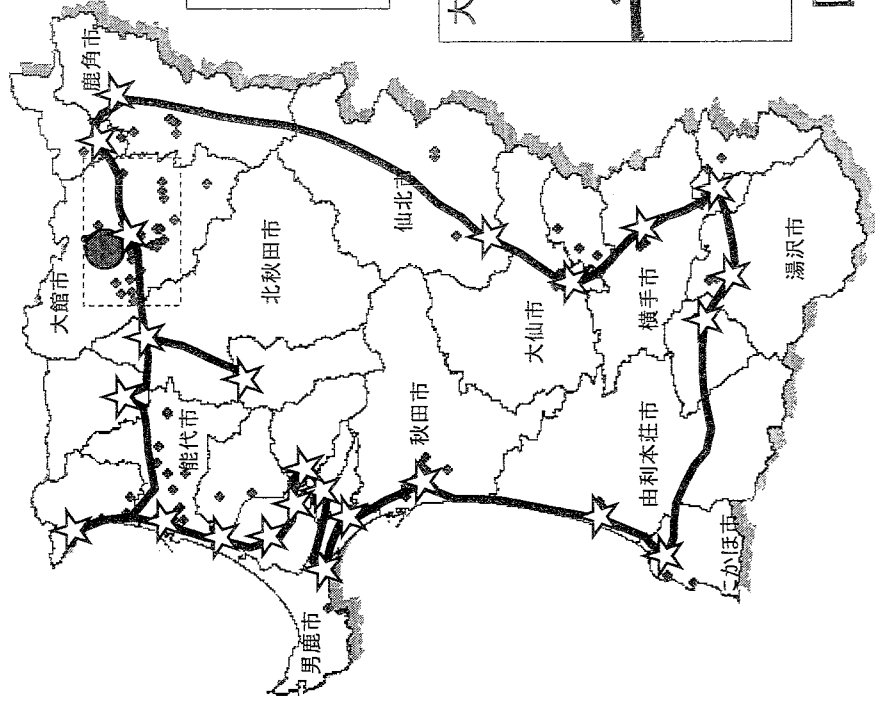
## 従来の収集方式 (全ボックスを経由)

総走行距離: 約1,600km/月  
 要する日数: 5日/月  
 運搬量: 約1ton/月

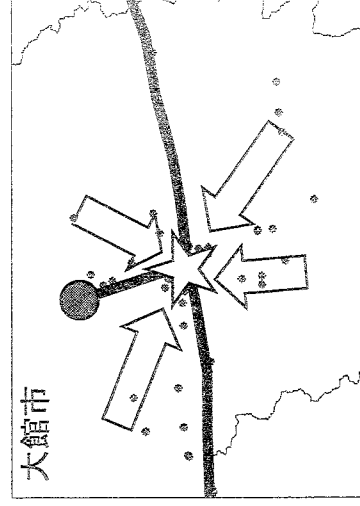


## ハブ&スポークによる収集方式 (各市町村の拠点(☆印)のみ経由)

総走行距離: 約550km/月(試算)  
 要する日数: 2日/月(毎月回る必要なし)  
 運搬量: 調節可能(収集拠点を蓄積)



- ボックス設置点
- 収集拠点(エコリサイクル)
- ☆ 市町村内の集荷拠点
- 収集運搬ルート



回収物を拠点に集約

## こでん収集運搬業務委託 仕様書

1. 次のとおり使用済小型電子・電気機器（以下「こでん」という。）の収集運搬を行う。
  - (1) こでんとは、当機構が経済産業省・環境省、秋田県等と協力して行う使用済小型電子・電気機器回収試験（以下「こでん回収試験」という。）の試料として大館市民が提供した機器等をいう。
  - (2) 大館市内のスーパーマーケット、郵便局、学校等に設置されたこでん回収ボックス等（別紙1「こでん回収ボックス設置調書」）からこでんを収集し、株式会社エコリサイクルへ運搬する。
  - (3) 回収ボックスごとにビニール袋へ入れ、収集場所及び収集日を明記すること。なお、ビニール袋は、委託者が支給する。
  - (4) 収集回数は、スーパーマーケットが1ヶ月あたり2回、それ以外は1ヶ月あたり1回とする。
  - (5) 作業員に身分証明書を常時携帯させ、身分を明らかにし、業務中にあつては、服装、言動及び就業態度に十分注意させ、奉仕の精神を徹底し、こでん回収ボックス設置利用者等に不快な念をいだかせることのないよう常に指導すること。
2. 収集日と収集箇所  
原則として別紙2「こでん回収ボックス巡回・収集予定」に記載する日及び箇所とする。ただし、収集日等を変更する場合は、両者協議のうえ決定することとする。なお、変更する場合は収集日等を前もって受託者に連絡をする。
3. 日報の提出等
  - (1) 受託者は、業務を実施したときには業務日報を作成し、業務の実施状況を報告するため、月末までに発注者へ提出するものとする。
  - (2) 委託者は、災害及び緊急時等必要に応じて、受託者へ臨時の業務を指示することがある。この場合、受託者は万難を排して協力するものとする。
4. 収集用自動車及び機材等  
収集用自動車は、回収ボックス備え付けのビニール袋が破れないように平ボディ等の車両を使用すること。
5. 法律等の順守  
受託者は、業務を実施するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及び大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例、その他関係法令を順守すること。
6. 契約の履行  
本業務は、受託者が大館市の一般廃棄物収集運搬業の許可をもって履行されるものとする。
7. 契約の解除等  
本契約解除の申し出は、その60日前までに書面をもって相手方へ通知することとする。廃掃法施行令第4条第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、本契約を解除することとする。
8. その他疑義が生じたときは、必要に応じて両者協議のうえ定めることとする。